

特定保育（保育に限る）又は特定地域型保育を受けたときの利用者負担額

各年度4月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			月額		
階層区分	定義	3歳未満児			
		保育標準時間	保育短時間		
第1	生活保護世帯等	円 0	円 0		
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。）市町村民税非課税世帯	0	0		
第3	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。）市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	3,600	3,550
			ひとり親世帯等以外の世帯	8,200	8,100
48,600円以上 57,700円未満		ひとり親世帯等	6,100	6,000	
		ひとり親世帯等以外の世帯	12,200	12,000	
57,700円以上 63,300円未満		ひとり親世帯等	6,100	6,000	
		ひとり親世帯等以外の世帯	12,200	12,000	
63,300円以上 77,101円未満		ひとり親世帯等	9,000	9,000	
		ひとり親世帯等以外の世帯	18,400	18,200	
第7		77,101円以上97,000円未満	18,400	18,200	
第8		97,000円以上110,000円未満	26,000	25,700	
第9		110,000円以上169,000円未満	30,300	30,000	
第10		169,000円以上301,000円未満	41,800	41,300	
第11	301,000円以上397,000円未満	42,600	42,000		
第12	397,000円以上	47,600	46,800		

※第3から第6のひとり親世帯等の第2子以降は無料

※ひとり親世帯等のうち第6までの世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち第4までの世帯については、算定対象となる子どもの年齢制限等を撤廃

※ひとり親世帯等のうち第7の世帯は、18未満の子どもの中で第3子以降を無料

※ひとり親世帯等以外の世帯のうち第5、第6、第7の世帯は、18歳未満の子供の中で第3子以降を無料

※3歳以上児の保育料は階層区分にかかわらず無料

◎保育料の決め方

- 1 3歳未満児の保育料は、父母それぞれの当年度分の住民税（4月～8月分は前年度分）の合計額により決定します。ただし、家族の状況によっては、同居の祖父母等の所得税額等により決定する場合があります。
 ※「3歳未満児」とは、入所した年度の4月1日現在の満年齢で認定し、年度の途中で年齢が変わっても変更されません。
- 2 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業、情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する場合や、又は児童発達支援又は医療型児童発達支援又は居宅訪問型児童発達支援を利用している場合は、年齢の高い順に数えて、2番目の児童の保育料は半額、3番目以降の児童の保育料は無料となります。兄弟が他の幼稚園等に入園している場合は、「在園証明書」等の提出が必要です。
- 3 離婚・死亡・婚姻等により、保育料の算定に係る世帯員が異動した場合、家屋が火災、風水害、震災、その他の災害により著しい被害を受けた場合は、申し出てください。翌月より保育料が減額になる場合があります。
- 4 この表における「ひとり親世帯等」とは、下記の世帯をいいます。
 1. 母子家庭、父子家庭
 2. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者が世帯にいるとき
 3. 特別児童扶養手当の支給対象児が世帯にいるとき
 4. 障害基礎年金等の受給者が世帯にいるとき
- 5 3歳以上児の副食費の減免については、免除対象となる児童には副食費の免除通知を同封しております。減免対象の算定方法は以下のとおりです。

○副食費免除対象者表

ひとり親家庭等以外の世帯			
保育料階層	1子	2子	3子
1（生活保護世帯）	◎	◎	◎
2～4（所得割額 57,700 円未満）	◎	◎	◎
5～7（所得割額 57,700 円以上 97,000 円未満）	×	×	◎
8～12（所得割額 97,000 円以上）	×	×	◎

◎：副食費免除対象者 ×：副食費免除対象外

※多子カウントの方法は従来の保育料と同じ(未就学児で保育園等に通っている子どもの中での順番)

※5～7（所得割額 57,700 円以上 97,000 円未満）の階層については 18 歳未満の子どもの中で 3 子以降を対象にした補助を行います。（対象者には別途連絡いたします）

ひとり親家庭等世帯（母子、父子家庭・障がい児（者）同居世帯）			
保育料階層	1子	2子	3子
1（生活保護世帯）	◎	◎	◎
2～6（所得割額 77,101 円未満）	◎	◎	◎
7（所得割額 77,101 円以上 97,000 円未満）	×	×	◎
8～12（所得割額 97,000 円以上）	×	×	◎

◎：副食費免除対象者 ×：副食費免除対象外

※多子カウントの方法は従来の保育料と同じ(未就学児で保育園等に通っている子どもの中での順番)

※7（所得割額 77,101 円以上 97,000 円未満）の階層については 18 歳未満の子どもの中で 3 子以降を対象にした補助を行います。（対象者には別途連絡いたします）